

議案第27号

浦安市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

地方税法の改正に伴い新たに子ども・子育て支援納付金に係る国民健康保険税の課税額の規定を定め、並びに国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額を定めるとともに、その他所要の改正を行うものである。

浦安市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

浦安市国民健康保険税条例（昭和26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項本文中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第9条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.22を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2,100円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の浦安市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（子ども・子育て支援納付金課税額の限度額の見直し）

3 市は、子ども・子育て支援納付金課税額の限度額について、この条例の施行の日までに、地方税法（昭和25年法律第226号）第703条の4第37項の規定により政令で定められる限度額を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

（子ども・子育て支援納付金課税額の減額の見直し）

4 市は、子ども・子育て支援納付金課税額の減額について、この条例の施行の日までに、地方税法第703条の5の規定により政令で定められる基準を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。